御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱

制　　定　令和３年４月１日
最近改正　令和８年９月１日

（目的）

第１条　この要綱は、「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区」及び「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町南地区」（以下「ガイドライン」という。）に定める対象範囲（以下それぞれ「御堂筋本町北地区」、「御堂筋本町南地区」という。）において、周辺環境との調和に配慮したデザイン性の高いデジタルサイネージの表示又はデジタルサイネージを掲出する物件の設置（以下「デジタルサイネージの表示等」という。）に係る協議等に関し必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）デジタルサイネージ　可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。））をいう。

（２）協議対象地区　別表第１に定めるデジタルサイネージの表示等協議対象地区をいう。

（３）壁面後退部分　御堂筋本町北地区において、都市計画道路御堂筋線に面する部分について道路境界線から４ｍ の部分、及び都市計画道路御堂筋線以外の道路に面する部分について道路境界線から２ｍの部分をいう。

（協議等の対象）

第３条　この要綱の規定は、協議対象地区においてデジタルサイネージの表示等を行う場合に適用する。

２　この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージについては、ガイドラインに定める「広告・サイン等の取扱い」は適用しない。

３　この要綱に規定する協議、届出、報告等は、当該デジタルサイネージの表示等を行う建築物若しくは建築物の敷地の所有者又は大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第３条第４項の規定による通知を受けたエリアマネジメント団体（以下「事業者」という。）が行うものとする。

（デジタルサイネージの表示等に関する協議）

第４条　事業者は、協議対象地区においてデジタルサイネージの表示等を行う場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの表示等が大阪市屋外広告物条例（昭和 31 年大阪市条例第 39 号）第２条第１項本文又は第３条第１項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第１号様式によるデジタルサイネージ表示等協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの表示等に係る計画（以下「デジタルサイネージ計画」という。）を市

長に申し出てデジタルサイネージに関する表示等協議を行わなければならない。

2　デジタルサイネージ計画の作成にあたっては別表第２に定めるデジタルサイネージの表示等基準に適合しなければならない。

3　市長は、第１項の表示等協議の申出があったときは、必要に応じて、御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱第 22 条に規定する御堂筋デザイン会議（以下「会議」という。）の意見を聴くことができる。

4　市長は、必要があると認めるときは、第１項の表示等協議の申出があった日から 30 日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、第２号様式によるデジタルサイネージ表示等協議に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うことができる。

5　前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第３号様式によるデジタルサイネージ表示等協議に係る見解に対する回答書により市長へ回答しなければならない。

6　市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等基準に適合していると認める場合は、表示等協議を成立させるものとし、第１項の表示等協議の申出があった日から 30 日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（前項の回答があった場合にあっては、回答があった日から 14 日以内）に、第４号様式によるデジタルサイネージ表示等協議に係る通知書により、事業者へ協議済の通知を行うものとする。

7　市長は、デジタルサイネージ計画がデジタルサイネージの表示等基準に適合していないと認める場合は、表示等協議を不成立とし、第１項の表示等協議の申出があった日から 30 日以内（申出書の記載に不備があった場合におけるその補正等に係る日数を除く。）（第５項の回答があった場合にあっては、回答があった日から 14 日以内）に、第４号様式によるデジタルサイネージ表示等協議に係る通知書により、事業者へ協議が成立しない旨の通知を行うものとする。

（デジタルサイネージの表示等に関する変更協議）

第５条　事業者は、前条第６項の規定により表示等協議が成立した後にデジタルサイネージ計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第５号様式によるデジタルサイネージ表示等に関する変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第６号様式によるデジタルサイネージ表示等に関する変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2　前条第２項から第７項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

（工事等の取り止め）

第６条　事業者は、第４条に規定する表示等協議又は前条に規定する変更協議が成立した後に当該協議に係る工事等を取り止める場合は、第７号様式による工事等取止届により市長に届け出なければならない。

（工事完了の報告）

第７条　事業者は、第４条に規定する表示等協議又は第５条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ（以下「協議済デジタルサイネージ」という。）の表示等工事が完了した場合は、第８号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

（調査の実施及び是正のための措置）

第８条　市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容が第４条に規定する表示等協議又は第５条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を実施する。

２　市長は、前項の調査の結果を第９号様式による調査結果通知書により事業者に通知する。

３　市長は、第１項の調査に係る工事の内容がデジタルサイネージ計画の内容に適合していないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

４　市長は、第１項の規定により調査を実施する場合及び前項の規定により事業者に指導を行う場合は、必要に応じて、会議の意見を聴くことができる。

（協議済デジタルサイネージに係る実績報告及び実施計画）

第９条　事業者は、協議済デジタルサイネージの設置工事完了以後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長に提出しなければならない。

（１）実績報告書（第 10 号様式）

（２）実施計画書（第 11 号様式）

２　前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第１号の実績報告書にあっては毎年８月15日、同項第２号の実施計画書にあっては毎年９月30日とし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成３年大阪市条例第42号）第１条第１項に規定する市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。

３　市長は、第１項第１号の実績報告書の提出があったときは、その内容について、必要に応じて、会議の意見を聴くことができる。

４　市長は、前項の規定により会議の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第１項第１号の実績報告書の提出があった日から 30 日以内に、第 12 号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。

５　前項の通知を受けた事業者は、同項の見解に対して、第 13 号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第１項第２号の実施計画書に添えて提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第 10 条　事業者は、協議済デジタルサイネージの表示等に係る工事が完了した後に当該協議済デジタルサイネージを撤去する場合又はその運用を停止する場合は、第 14 号様式によるデジタルサイネージ廃止等届により市長に届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定により運用の停止を届け出た協議済デジタルサイネージの運用を再開する場合は、第５条第１項の規定による変更協議を行わなければならない。

（協議済デジタルサイネージに係る調査及び指導）

第 11 条　市長は、協議済デジタルサイネージの表示等に係る工事完了以後、当該協議済デジタルサイネージの運用がデジタルサイネージの表示等基準に適合しているかどうかを確認するため、必要に応じて現地の調査を行い、事業者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

２　事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

３　市長は、第１項の調査を行った場合において、当該調査に係る協議済デジタルサイネージの運用

がデジタルサイネージの表示等基準に適合していないと認めたときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することができる。

（事業の継承）

第 12 条　事業者は、協議済デジタルサイネージの表示等を行う建築物又は建築物の敷地を第三者に譲渡する場合には、売買契約書、重要事項説明書、管理規約等に、第 9 条から第 11 条までに規定する事項を明記し、当該第三者に十分認識させなければならない。

（提出書類）

第 13 条　第４条から第 10 条までに規定する手続に関し必要となる提出書類は、別表第３のとおりとする。

（実施の細目）

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

別表第１　デジタルサイネージの表示等協議対象地区（第２条関係）

協議対象地区名	御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区

ただし、本町通以南の心斎橋筋に面するものは協議対象外とする。

別表第２　デジタルサイネージの表示等基準（第４条関係）

協議対象地区名	御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区
前提条件	・ガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」を踏まえ、御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するものとし、周辺景観との調和に配慮したものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 ・エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合、当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
設置位置、形態・意匠の基準	・設置位置は、建築物の１階まで（※１）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。 ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態、意匠とする。また、窓面をふさがないように設置することとする。 ・太陽光を著しく反射する恐れのないものとする。 ・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
大きさ（１か所）の基準（※２）	・２㎡以下とする。
総量の基準	・５㎡以下とする。ただし、敷地面積が 2000 ㎡を超える場合は、2000 ㎡を超える部分（A ㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（５㎡×A/2000）することができる。
快適な街路景観創出のための基準	・ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さ 2.3m 以下、画面幅 1.5m 以下）とする。 ・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 ・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を 10m 以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計２㎡以下であればこの限りでない。 ・壁面後退部分への設置は不可とする。 ・複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等とする。
周辺への影響を抑えるための基準	・まぶしすぎない明るさとし、周辺への影響に配慮した輝度（昼間 3,000cd/㎡以下、夜間 800cd/㎡以下）とする。 ・明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩とする。（※３） ・映像の表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）のみとする。 ・音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）
コンテンツの基準	・自家用広告物（※４）に限る。（※５） ・周辺景観に配慮したものとする。 ・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高め

	る各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等(以下「公共情報等」という。)を提供し、その表示割合が 1/10 を超えていることとする。(※６) ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 ・人物、キャラクターの意匠の使用は最小限に抑える。(人物、キャラクターの表示割合は、画面の３分の１以下とする。)(※７)

(※１）道路に面する部分の天井高より下の部分とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。

(※２）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、ガイドラインに定める「広告・サイン等の取扱い」のうち、表示面積及び設置数に関する制限の範囲内であるものに限る。

(※３）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※４）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物とする。ただし、エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合については、当該広告物の表示等を行う敷地における建築物の名称、店名若しくは商標又は当該敷地において行う事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含む。

(※５）エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合において、工事中の敷地における板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示されるものについてはこの限りではない。

(※６）エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合において、自家用広告物以外の広告物を掲出する場合、公共情報等（当該エリアマネジメント団体の活動内容に関する情報を含む）の表示割合が 1/4 を超えていることとする。

(※７）シルエットなどイメージ的に用いるものは除く。なお、人物、キャラクターの表示割合について、エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合はこの限りではない。

別表第３　必要な提出書類一覧（第４条－第 10 条関係）

第１号様式	デジタルサイネージ表示等協議申出書	
第１号様式の必要添付書類	付近見取図	縮尺（1/2500 以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	縮尺（1/1000 以上）方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの
	立面図	縮尺（1/200 以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの ＊既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）を提出すること
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データ等を提出すること ＊制作会社（作成者）を記載すること
	委任状	＊手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	
	その他　市長が必要と認めるもの	会議での審議用資料 当該広告物による収入がエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うことを示す資料 ＊エリアマネジメント団体が地域の価値向上を図る活動に資するものとしてデジタルサイネージの表示等を行う場合
第１－２号様式	デジタルサイネージ表示等協議時 チェックシート	＊全項目をチェックしたうえで、第１号様式に添付して提出すること
第２号様式	デジタルサイネージ表示等協議に係る見解通知書	
第３号様式	デジタルサイネージ表示等協議に係る見解に対する回答書	
第４号様式	デジタルサイネージ表示等協議に係る通知書	

第５号様式	デジタルサイネージ表示等に関する変更協議申出書	
第５号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの ＊図書の縮尺等詳細は第１号様式の添付書類と同じ
第６号様式	デジタルサイネージ表示等に関する変更報告書	（※）軽微な変更の場合
第６号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの ＊図書の縮尺等詳細は第１号様式の添付書類と同じ
第７号様式	工事等取止届	
第８号様式	工事完了報告書	
第８号様式の必要添付書類	写真方向図	デジタルサイネージの設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真（データ含む）とし、撮影日時を記載すること ＊原則、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
第９号様式	調査結果通知書	
第 10 号様式	実績報告書	＊毎年８月 15 日までに提出すること
第 10 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	＊変更協議の経過がわかるように記載すること ＊コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データ等を提出すること
第 10－２号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート	＊全項目をチェックしたうえで、第 13 号様式に添付して提出すること
第 11 号様式	実施計画書	＊次年度の実施計画を記載し、毎年９月 30 日までに提出すること
第 11 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	＊決定しているコンテンツについては、映像データ等を提出すること
第 12 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 13 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 14 号様式	デジタルサイネージ廃止等届	

（※）軽微な変更の場合とは、公共情報等の表示割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。